

労働安全衛生法に基づく健康管理手帳制度の詳細

がん、じん肺、中皮腫のように発病までの潜伏期間が長く、また重度の健康障害を発生させるおそれのある業務のうち、粉じん作業、石綿取扱業務などの業務に従事し、一定の要件に該当する方は、離職の際又は離職の後に都道府県労働局長に申請し、健康管理手帳の交付を受けることができます。

健康管理手帳の交付を受けると、指定された医療機関で、定められた項目についての健康診断を年2回（じん肺の健康管理手帳については年1回）無料で受けることができます。

利用できる委託医療機関は指定されますので、それ以外では利用できません。

健康管理手帳の交付対象業務と交付要件

粉じん作業、石綿を取り扱う業務など15業務が指定されています。また、交付要件として業務に従事した期間などがあります。⇒ 対象業務と要件は別途掲載

健康管理手帳の交付申請に必要な書類

申請書の様式は別途掲載

1 粉じん作業に従事した場合

- ① 健康管理手帳交付申請書（全ての手帳申請において必要）（様式第7号）
- ② 申請者本人が記載した従事歴申告書（全ての手帳申請において必要）（様式第1号）
- ③ じん肺管理区分が管理2又は3のじん肺管理区分決定通知書の写し

2 石綿の取扱い業務の場合

- ① 健康管理手帳交付申請書（全ての手帳申請において必要）（様式第7号）
- ② 申請者本人が記載した従事歴申告書（全ての手帳申請において必要）（様式第1号）
- ③ 事業者による健康管理手帳交付対象業務従事歴証明書（石綿）（様式第3号）
- ④ 上記③の証明書が得られない場合

本人が記載した従事歴申立書（石綿）（様式第5号）に加えて、同時期に従事していた者で、その他当該業務に従事していたことを証明できる2名以上の従事歴証明書（石綿）（様式第7号）

- ⑤ 上記③、④のいずれも得られない場合

本人が記載した従事歴申立書(石綿)(様式第5号)に加えて、事業場における健康診断の本人への結果通知、社会保険の被保険者記録、給与明細、雇用保険に係る証明書等を添付してください。

- ⑥ なお、交付対象業務11の石綿業務で交付要件の1に該当される方の場合は、次の書類等が必要となります。(但し、石綿業務歴による申請を行う場合を除く)

胸部エックス線写真もしくは画像データ及び不整形陰影または胸膜肥厚の陰影がある旨の記述のある医師による診断書(同様の所見の記載のある石綿健康診断個人票またはじん肺健康診断結果証明書の写しでも可)

3 粉じん作業、石綿を取り扱う業務以外の業務の場合

交付対象業務と交付要件をご確認の上、別途、健康安全課にお問い合わせください。

申請書の提出先

離職の際 ⇒ 事業場の所在地を管轄する都道府県労働局

離職の後 ⇒ 住居地の都道府県労働局

健康管理手帳を所持されている方に対する受診旅費の支給について

健康管理手帳を所持されている方に対して行う健康診断の受診の促進を図るため、受診のために要する旅費(以下「受診旅費」という。)を支給しています。

受診旅費の支給を受けようとする方は、委託医療機関に備え付けられた「健康管理手帳に係る健康診断受診旅費請求書」に必要な事項を記入のうえ押印して、都道府県労働局あて請求してください。